

平成21年2月24日

各位

株式会社 茨城銀行

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社茨城銀行（本店：水戸市南町1丁目 頭取：溝田 泰夫）が株式会社関東つくば銀行に対して提起しておりました訴訟について、平成21年2月24日付で訴訟上の和解が成立し、本件訴訟は円満かつ全面的に解決しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当行は、平成18年6月27日付にて株式会社関東つくば銀行に対して、合併準備に要した費用についての損害賠償請求訴訟を提訴しておりましたが、水戸地方裁判所からの職権による和解勧告を受け、本日、株式会社関東つくば銀行との訴訟上の和解が成立しました。

2. 和解の内容

- (1) 株式会社関東つくば銀行は当行に解決金として3億5千万円を支払う。
- (2) 当行は、合併準備のため購入したシステム機器のうち株式会社関東つくば銀行が指定するシステム機器等並びに総合オンライン事務取扱要領及び業務規程等は無償にて譲渡する。
- (3) 当行と株式会社関東つくば銀行は上記(1)及び(2)が、両行間の平成16年11月22日付合併の検討開始の合意に基づく協議に際して、両行が各自負担した合併準備費用を公平に配分する趣旨であることを確認する。

3. 和解日

平成21年2月24日

4. 今後の見通し

本和解により、平成21年2月13日に公表した平成21年3月期の業績予想に変更はありません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 野口・畔野

TEL：029-231-3174（直通）